

事例 27、「虎ノ門弁護士事務所から督促状が届いた…無視して！」

【事例】 弁護士事務所の名前が入った白い封筒が届き、中身は「アダルト動画料金が未納で、料金回収の依頼を受けた、連絡が無いと裁判をする、銀行口座が凍結される」などと書いてある。アダルト動画を見た覚えはない。虎ノ門法律事務所に電話しないといけないだろうか。（相談者：40歳代、会社員、女性）

【対処法】 ① **絶対、連絡してはいけません！** 心当たりがないからと連絡する人がいるようですが、相手の狙いは直接話すことです。個人情報聞き取られたり、脅されたりして、結局お金を支払うハメに陥る危険性があります。② 書かれている住所にこの名前の弁護士事務所はありませんし、問い合わせの電話番号は事務所ではなく、悪質業者につながるものです。心配なら、役場の担当者に問い合わせてください。この手紙は、県内のあちこちに配られました。何かの名簿の通りに配達していると思われます。普通の郵便で裁判の通知が来ることはありません。無料で法律相談を受けることもできますので、お気軽にご相談ください。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。秘密は守られます。土曜・日曜は鳥取県の消費生活センターに申し出てください。